

第85回 統計委員会 議事録

1 日時 平成27年 3 月23日（月） 10:31～11:36

2 場所 中央合同庁舎第 4 号館12階 共用1208特別会議室

3 出席者

【委員】

西村委員長、川崎委員、北村委員、西郷委員、白波瀬委員、中村委員、中山委員、野呂委員、前田委員

【統計委員会運営規則第 3 条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長等》

内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、財務省大臣官房総合政策課調査統計官、文部科学省生涯学習政策局政策課教育分析官、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調査統計審議官、国土交通省総合政策局情報政策課長、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

【事務局等】

杉原内閣府大臣官房審議官、伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長、佐藤内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、田家総務省政策統括官（統計基準担当）、小森総務省政策統括官付統計企画管理官

4 議事

- (1) 平成25年度統計法施行状況に関する審議結果（未諮問基幹統計確認関連分）について
- (2) 諮問第70号の答申「国民経済計算の作成基準の変更について」
- (3) 諮問第77号の答申「経済産業省特定業種石油等消費統計調査の変更について」
- (4) 諮問第78号「経済センサス - 活動調査の変更について」
- (5) 統計委員会専門委員の発令等について
- (6) その他

5 議事録

○西村委員長 それでは、定刻となりましたので、ただ今から、第85回統計委員会を開催いたします。

本日は、黒澤委員、津谷委員、廣松委員が御欠席です。

それでは、議事に入る前に、本日用意されている資料について事務局から簡単に確認をお願いいたします。

○伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長 お手元の資料について議事の内容と併せて確認いたします。

資料1として「平成25年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（未諮問基幹統計確認関連分）（案）」とありますが、これは基本計画部会の資料と同じものですので、先ほどの基本計画部会で用いました資料を御覧ください。

本日は2つの答申、1つの諮問があります。

資料2として「国民経済計算の作成基準の変更について」の答申案。

資料3として「経済産業省特定業種石油等消費統計調査の変更について」の答申案。

資料4として「経済センサス - 活動調査の変更について」の諮問。

資料5として、それに伴って任命される統計委員会専門委員会名簿。

資料6は、経済センサスの審議に関連して委員及び専門委員の部会への配属を示すものです。

私からは以上です。

○西村委員長 それでは、議事に移ります。

「平成25年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（未諮問基幹統計確認関連分）について」です。

本件については、先ほどの基本計画部会において決定しましたとおり、細かな文言については私の方で検討の上、メール等を通じまして、委員の皆様方の御了解を得るというプロセスを踏みたいと思っております。この前提の下で、本委員会として決定させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」）

○西村委員長 どうもありがとうございました。それでは、そのようにさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、次の議事に移ります。国民経済計算部会において審議されています諮問第70号「国民経済計算の作成基準の変更について」、国民経済計算部会の中村部会長代理から御説明願います。

○中村委員 それでは、答申案について御説明いたします。

国民経済計算部会におきましては、昨年9月の諮問第70号「国民経済計算の作成基準の変更について」を受け、昨年10月以降、本年3月まで5回の審議を行い、答申案を取りまとめるに至りましたので資料2に沿って報告いたします。

諮問にありますように、今回、作成基準の変更は平成28年度中に実施が目指されている我が国国民経済計算の次回基準改定において、国際連合で合意された国民経済計算の新たな国際基準である2008SNAへの対応等に取り組むためのものです。我が国SNAの次回基準改定における2008SNA対応の概要につきましては、国民経済計算部会各回で審議した資料を

抜粋、編集した参考資料を事務局が作成し、本日、本資料の参考資料5として添付しておりますので、適宜、御参照いただきたいと思います。

このほか、参考資料1としては、部会の審議内容と作成基準変更箇所との関係、参考2としては、作成基準に係る新旧対照表、参考資料3といたしましては、直近の第17回部会の議事要旨、参考資料4として、昨年9月の諮問資料を添付しておりますので、適宜、御参照いただきたいと思います。

なお、諮問では我が国SNAの次回基準改定における対応のうち、後に述べます研究開発の資本としての位置付けのように作成基準の変更の検討が必要なものを中心に審議対象としていますが、必ずしも作成基準の変更に関わらないものでも、政府の財政収支に影響を与えるなど、統計利用上の観点から重要と認められるものについても対象としておりました。

では、答申案の内容ですが、まず、資料2の1ページの「1 変更の適否」におきましては、作成基準については諮問のとおり、変更して差し支えないとの結論を記しております。

続く「2 理由等」におきましては、この結論の背景等を総論的に述べております。

具体的には、1ページの中ほどにありますとおり本作成の変更が国際比較可能性の向上や提供情報の充実に資するものであり、もって統計利用者の利便性を高めるものと考えられるという点を挙げております。

また、第2パラグラフのなお書きといたしまして、次回基準改定にかけての我が国SNAの変更内容やその計数への影響について複雑なものが含まれることから、次回基準改定に向けて作成部局において統計利用者に丁寧な説明をしていくことが求められると述べております。この点は各論でも補足いたします。

続いて、1ページ下から2行目の(1)以降で、部会で審議した各論について記述しております。

両括弧のタイトルの下にある各パラグラフでは、それぞれの事項について、我が国SNAの次回基準改定での変更内容についての審議内容の概要を簡潔に記し、部会としての結論を述べています。

「(1) 生産に貢献する非金融資産の範囲の拡充」についてであります。

まず「研究・開発(R&D)の資本としての記録」について述べています。ここでは、現行の我が国SNAでは企業内研究開発のように自己勘定で行われているR&D活動について算出額を計測していないのに対し、次回基準改定ではこれをR&D活動に要した費用の合計により明示的に計測するとともに、R&Dへの支出を知的財産生産物に係る総固定資本形成及び固定資産として記録する等の変更案を審議いたしました。

本事項は、R&Dという知識ストックの蓄積が将来の生産活動に貢献するという経済的実態を反映するものであり、2008SNAの中でのGDPの水準への影響が最も大きく、諸外国も積極的に対応している事項であることを踏まえれば、変更案はGDP等の国際比較可能性や提

供情報の拡充を通じて、我が国SNAの有用性の向上に資するものであり、変更案と諮問内容が適当であるとしております。

なお、R&Dの資本化は、内閣府の暫定的試算によりますと、日本のGDP水準を3%強程度押し上げる要因となると見込まれています。

次に、2ページ目の中ほどから少し下のパラグラフでは「兵器システムの資本としての記録」について述べております。

ここでは、現行の我が国SNAでは戦車や艦艇等の防衛整備品への支出は政府部門の中間消費として扱われているのに対し、次回基準改定ではこれを政府の総固定資本形成及び固定資産として記録する等の変更案を審議いたしました。

本事項についても諸外国が積極的に対応しているもので、GDPの国際比較可能性の向上等に資するものであるから、変更案及び諮問内容は適当としております。

2ページ一番下のパラグラフでは「非金融資産の分類の拡充・細分化」といたしまして、今、述べた「研究・開発」や「防衛装備品」を新設する等、固定資産や在庫、非生産資産から成る実物資産の分類の変更案について、適当と記述しております。

3ページ目の「(2) 金融市場の発展を反映した金融資産・負債の範囲の拡充」について、審議結果を記しております。

まず、雇用者ストックオプションの記録につきましては、企業が雇用者に付与する自社株購入権である雇用者ストックオプションについて、現行の我が国SNAでは記録を行っておりませんが、次回基準改定では新規付与分を雇用者報酬のうち賃金、俸給の一部として記録するとともに、権利確定の段階で家計部門の金融資産として記録する等の変更案を審議し、国際比較可能性の向上等の観点から、適当としております。

一方、3ページの下から8行目以降では、なお書きとして雇用者ストックオプションの推計に当たりましては現状では利用可能な情報に一定の制約があり、次回基準改定では雇用者ストックオプションの権利付与や確定、行使について、ヒアリング等に基づく標準的なパターンを仮定せざるを得ないことから、推計の手法について次回基準改定後も定期的な検証が必要であるとしております。

ただし、現状におきましてはストックオプションの規模は雇用者報酬の多くて0.02%程度と限定的でありますので、数字としては小さいと考えております。

次に、3ページの下から4行目以降のパラグラフでは「企業年金の年金受給権に係る記録の改善」について記述しております。

2008SNAでは、確定給付型の企業年金については企業会計基準と整合的な発生ベースで記録することが勧告されております。ここでは①にありますように「確定給付型の企業年金や退職一時金に係る受給権(ストック)」でありますけれども、これにつきましては現行の我が国SNAでも発生ベースで記録されておりますが、範囲が上場企業を中心に限定されているために、次回基準改定ではこれを推計により一国全体に拡大すること、さらに、4ページの2行目の③にありますように、「雇主の社会負担等の関連するフロー面の記録

について」、現行の我が国SNAでは実際の支払い額ベースで記録が行われているのに対しまして、次回基準改定では企業の財務情報等を活用して引き当て概念である発生ベースで記録する等の変更案を審議いたしました。

これについては4ページの6行目にあるように、SNAの原則である発生ベースによる記録を徹底するものであり、また、提供情報の拡充等の有用性にも資することから適当といたしております。

一方、4ページ中ほどの右のほうの「ただし」以下にありますように、本事項への対応は、日本の場合、家計の貯蓄率の水準を押し下げる要因として作用すると見込まれるところですが、変更の内容や計数への影響の在り方については複雑なものがありますので、作成部局においては、次回基準改定に向けて統計利用者に対して丁寧に説明していくことが必要と指摘しています。

4ページの下のパラグラフでは、金融資産の負債の分類として、「雇用者ストックオプション」のほか、住宅ローン等の債務保証に関する「定型保証支払引当金」を新たに位置づける等の変更案について適当であると記述しております。

5ページの「(3) 一般政府部門に係る記録の改善」といたしまして、公的企業と一般政府との間の例外的支払いの取扱いの変更について記しております。具体的には、公的企業から一般政府への支払いのうち、特別な立法措置がとられるなどの例外的・不定期的な支払いであり、かつ支払いの原資が公的企業の資産の売却や積立金の取崩しであるものについて、現行の我が国SNAでは「資本移転」という非金融取引として記録しておりますが、次回、基準改定では2008SNAを踏まえ「持分」という金融資産の引き出しとして記録する等の変更案であります。

これにつきましては、政府部門の純貸出し、純借入れやプライマリーバランスといった収支に関わるケースについて、一時的な要因である例外的支払いの影響が除かれ、その趨勢的な動向が把握可能になること等から妥当であるとしております。

なお、補足的に申し上げますと、現在、政府が財政健全化目標として用いられているプライマリーバランスはSNAの計数に基づくものでありますけれども、既に例外的支払いのような一時的要因は取り除いた形で作成されております。今回のSNAの変更により、収支の計数がこうした政策上用いられている計数に近づくという意味で、より統計ユーザーに利用しやすいものになると考えられます。

5ページの下段の(4)以降は「経済活動別分類等の分類の改善」について述べております。

まず、SNAにおいて生産活動を捉える概念で、産業別GDPの分類として用いられている経済活動別分類について、現行の我が国SNAでは全体をまず「産業」、「政府サービス生産者」、「対家計民間非営利サービス生産者」の3者に分けて、その上で産業を中心に内訳分類を示す形になっておりますが、次回の基準改定におきましては、こうした産業、政府、対家計民間非営利という分類方法ではなく、国際標準産業分類とできる限り整合的な分類

に改め、特にサービス業について「宿泊・飲食サービス業」、「教育」、「保健衛生・社会事業」などに細分化するといった変更案を審議し、妥当であるとしております。

6 ページの 1 行目、なお書き以降におきましては、経済活動分類のあり方が変化することから、統計利用者の利便性に資する観点から分類変更に関する新旧対照を示すことが重要と指摘しております。

6 ページの 4 行目以降では、「制度部門別分類の改善」のうち、「私立学校の取扱いの変更」について記述しております。

これは必ずしも作成基準の変更に関わるものではありませんが、審議対象には現行の我が国SNAで経済的な意味のない価格で教育のサービスの提供する非市場生産者、すなわち対家計民間非営利団体と位置付けております私立の学校につきまして、次回基準改定では、2008SNAにおける市場と非市場の区分の考え方を踏まえて経済的に意味のある価格で教育サービスを提供する市場生産者、すなわち非金融法人企業として扱うという変更案が含まれておりました。

なお、国公立の教育については現行どおり非市場生産者、すなわち一般政府の一部という取扱いが継続されることとされています。こうした私立の学校の扱いの変更案について、部会審議では2008SNAにおける考え方に沿ったもので、我が国SNA体系全体としての国際比較可能性に資すると考えられる一方で、教育という特定のサービスについてその供給主体が民間、私立なのか、あるいは公的、国公立なのかによって、結果として算出額の計測のあり方が異なるという点について懸念が示され、意見が大きく分かれております。

このため、次回基準改定におきましては、私立学校について現行の扱いを維持することが適当であるとの結論を示しているところであります。この点は後ほど「3 今後の課題」でもう一度触れることといたします。

6 ページの下のパラグラフでは、「制度部門別分類の改善」のうち「金融機関の内訳分類の精緻化」としまして、金融機関の内訳部門に関して2008SNAを踏まえ、投資信託や公的専属金融機関を新設する等の変更案について、適当であるという旨を記しております。

最後に、7 ページの「3 今後の課題」におきましては、先ほど述べました私立学校の取り扱いについて、次回基準改定では変更を見送ることが適当とした上で、本事項について、我が国SNAの国際基準への対応を引き続き検討していく中で、必要に応じて次々回の基準改定に向けた作成基準の変更の機会に再度検討することが適当との旨を記述しております。

長くなりましたが、諮問第70号の答申「国民経済計算の作成基準の変更について（案）」の私からの説明は以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。

ただ今の御説明について、御意見、御質問等ございますでしょうか。

非常に複雑な多岐の問題にわたって御審議いただいて、かつ最終的には意見の一致を見なかったところもあるわけですが、非常に重要な問題を御審議いただいて、かつ問

題点を抽出していただいたというのは、統計委員会に対するコントリビューションも非常に大きいものだと思っております。どうもありがとうございました。

いかがでしょうか。特になければ、答申案についてお諮りしたいと思います。

「国民経済計算の作成基準の変更について」の本委員会の答申は資料2のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」)

○西村委員長 ありがとうございました。

それでは、資料2によって内閣総理大臣に対して答申いたします。ありがとうございました。また、国民経済計算部会に所属されている委員の方々におかれましては部会での審議、どうもありがとうございました。

○丸山内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官 委員長、よろしいでしょうか。

○西村委員長 どうぞ。

○丸山内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官 ありがとうございます。

内閣府の経済社会総合研究所でございます。

このたび、国民経済計算の作成基準の変更について御答申を頂きまして、まことにありがとうございました。国民経済計算部会を初め、統計委員会の委員の皆様方には厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

今後、内閣府の経済社会総合研究所としましては、本答申を踏まえ、我が国国民経済計算の2008SNAへの対応を含む、次回基準改定に向けて、具体的な実装作業を本格化させ、平成28年度中の実施を目指していく所存でございます。

また、御答申での御指摘を踏まえまして、次回基準改定に向けて、2008SNAへの対応などに伴う変更点について、統計ユーザーの皆様に対して丁寧な説明に努めてまいります。

今後とも、国際的議論の動向を注意しつつ、我が国国民経済計算の国際基準への準拠、国際比較可能性の向上等を通じ、統計としての有用性を高めていきたいと考えておりますので、委員の皆様方におかれましては、引き続き、御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

どうもありがとうございました。

○西村委員長 どうもありがとうございました。

それでは、次の議事に移ります。

産業統計部会において審議されています諮問第77号「経済産業省特定業種石油等消費統計調査の変更について」につきまして、産業統計部会の西郷部会長から御説明をお願いいたします。

○西郷委員 それでは、私から報告いたします。

資料3となります。通しページで全部で23ページまでありますが、答申の本体は1ページ目から6ページ目までです。7ページ以降は部会の議事概要等が付されておりますので、後で御覧いただければと思います。

それでは、答申案についてお諮りしたいと思います。

諮問第77号の答申ということで「経済産業省特定業種石油等消費統計調査の変更について（案）」、調査の名前が長いので、通称で「石消」と呼ばせていただきますけれども、その石消の変更について、1ページ目から6ページ目までに書いております。

一番大きな変更は、今まで経済産業省本省でこの石消というものを実施していたわけなのですけれども、それを経済産業省の中の資源エネルギー庁に変更する点が一番大きな変更となります。資源エネルギー庁はこれまでもエネルギー消費統計であるとか、石消以外のエネルギー関係の調査を担当していたわけですが、今回、その石消が新たに資源エネルギー庁で実施されることによって、資源エネルギー庁がエネルギー関連の統計を一括して扱うような格好になるわけですが、その一括して扱うということが、エネルギー関係の統計を体系的に捉えるという観点から適切であるかどうかということが審議の対象となりました。

結論から申しますと、今まで経済産業省本省と資源エネルギー庁とで二手に分かれて実施していたものが一括して扱われるということになるので、これは基本計画にうたわれているエネルギー関係の体系的な把握という面に資するであろうということから、変更に対しては、最終的な結論としては可というのが部会の結論ということになります。

以上が大まかな説明ですけれども、もう少しあと10分ほどお時間を頂きまして、答申の中身について説明させていただきたいと思います。

まず、答申の全体的な構成です。1ページ目の「1 本調査計画の変更」ということで「(1) 承認の適否」、その適否の結論は、変更を承認して差し支えないとなっているわけですが、その差し支えないとした理由というのが(2)のところからずっと書いてあります。この(2)が非常に長くて、5ページ目の真ん中よりも少し上のところまでこれが続いていて、ここが一番部会の中で時間をかけて審議したところということになります。

以降の構成は、5ページ目に、前回の答申における課題というものがございましたので、それにどのような対応がなされているのか、そして、6ページ目に「オンライン調査の推進」、「今後の課題」となっていて、全体の6ページの構成ということになります。

それでは、1ページ目に戻っていただきまして、「本調査計画の変更」ということで、「(1) 承認の適否」です。先ほども申しましたけれども、以下の理由をもって、変更を承認して差し支えないとなっております。

では、その理由は何かというのが(2)から書いてあるわけですが、まず(2)アで、報告を求めるために用いる方法の変更ということですが、先ほど申しましたように、今まで経済産業省本省で担当していた石消を資源エネルギー庁に替えることによって、従来、括弧の付いていないアの1行目のところに書いてあるのですけれども、「経済産業省－経済産業局－報告者」という流れと「経済産業省－経済産業局－報告者」という2系統あったのですが、これが「経済産業省（資源エネルギー庁）－民間事業者－報告者」という形で形式的には今まで2系統であったものが1系統に一本化されるということになっています。

今、申しあげましたように、一本化されるということと同時に民間事業者を使うということが新しい観点になりますので、この両括弧が付いていないアのところでは、その2点について審議いたしました。

まず、従来2系統あったものが1系統になるということに関しては、調査の設計という観点からすれば非常にすっきりするということもありますし、特に、経済産業局が間に介在していて、これがなくなることによって、調査全体の精度に負の影響はないのかという懸念はあったわけなのですが、そのような経済産業局を通さずとも従来どおりの精度で調査が行える、実施可能であるということを確認しております。

次に、「民間事業者の活用」という観点に関しては、今度は2ページ目の（イ）になりますけれども、資源エネルギー庁は例えばエネルギー消費統計で民間事業者を使うという経験を既にしております。ただし、もちろん、この石消を今度新たに資源エネルギー庁で担当することになりますので、石消に関しては、民間事業者の活用に関してノウハウはないということになるわけですが、その点に関しては、経済産業省本省と連携しながら、この2ページ目から3ページ目までにかけての表にありますとおり、民間事業者の活用の際に留意する点というものに注意をしながら信頼性の高い民間調査会社を活用することによって、民間事業者を活用したとしても統計の精度が保てるような工夫をするということで適当と判断しております。

表の下のところに、これは私はその当日欠席してしまったのですが、統計委員会の際に調査結果の公表をもう少し早められないのかという議論があったので、それを検討したという結果が6行ほど書いてあります。

結論から申しますと、現時点で調査票回収から結果の公表まで45日間ということで、この45日間というのはほかの調査と比べても現段階で結構早いものとなっております。もちろん早ければ早い越したことはございませんので、もう少し早期化の努力をするということなのですが、余り無理をして結果、精度に瑕疵があるということになっては本末転倒になるので、検討はしつつも無理のない範囲で結果の公表を検討するということになっております。

以上が「（2）理由等」の括弧のついていない「ア 報告を求めるために用いる方法の変更」についての答申の内容です。

次が「調査対象の範囲の変更」です。変更とはうたっているのですが、実質的には現在、石消で行われている範囲に合わせて調査の記述の部分をより正確にしたという内容になっておりますから、変更というのは形式的なことで、むしろその変更をすることによって、より実態に近い記述になるということから、部会では結論として適当となっております。

まず、「（ア）変更事項1」です。調査対象に関わる記述の変更ということで、3ページ目の下に図1がございますが、左側に変更前の調査の範囲が書いてありまして、右側に変更後の調査の範囲が書いてあります。見かけ上、この調査の範囲が減少しているように

見えてしまうわけなのですけれども、これは従来、石消が対象としている調査の範囲というのが、エネルギー多消費型の品目ないしは業種であったわけなのですが、それよりは変更前の記述のほうが実はちょっと広目に書いてあり、これは変更前のほうが実態をむしろ反映していないということになりますので、変更後はその実態に合うように、すなわち従来石消で対象としていたエネルギー多消費型の産業だけが記述されるように変わるというものなので、これは調査の内容が変わるというものではありませんから、この記述の変更というのは適当であると認められます。

4 ページ目に移っていただきまして、今度は「(イ) 変更事項 2」です。これは具体的にはどのような内容なのかというと、4 ページの真ん中の辺に図 2 というものがございませぬ。これも見かけ上、変わったようには見えるわけなのですけれども、この石消がモデルとしている生産動態統計調査があるのですが、その生産動態統計調査での業種ないしは生産品目の表記の仕方が産業分類の変更等に伴って変わりました。その変わった生産動態統計調査に合わせて石消も記述の内容を変えましたということですので、これも調査の捕捉範囲が変更されるというものではないので、このような変更は適当であると判断いたしました。

今度は、5 ページ目に移っていただきまして、①は今、説明したとおりなのですけれども、②の方です。「従業者」の記載を「従事者」に変更する、これはこれでなぜ中身の変更にならないのかというのはおかしく聞こえるかもしれませんがけれども、従来、石消の中で「従業者」という名前で捉えていたものが、定義まで含めてほかの統計では「従事者」と呼ばれているものでした。ですので、記載の文言は「従業者」から「従事者」に変わるのでけれども、定義等からはそごは生じない。ただし、利用者側からすると、これはかなり大きな変更に映ってしまうので、その利用者にはきちんとそういう情報提供をするということを条件に、この「従業者」という記載を「従事者」に変えるということも適当と判断いたしました。

以上が「1 本調査計画の変更」についての答申の内容になります。

今度は「2 統計審議会諮問第285号の答申（平成14年8月9日付け統審議第8号）」における『今後の課題』への対応状況ということで、前回の答申における今後の課題というものは大きく分けると2つございます。5 ページ目に書いてあります「①地域別等の結果の公表」、「②定期報告を活用した統計の作成」、この2点です。

いずれもこの5 ページ目の下から4行目に書いてありますけれども、①に関しては、経済産業省は、平成15年度以降、石油等消費動態統計年報を発行しておりまして、ここで地域別統計として都道府県別のエネルギーの消費量の集計結果を公表していることから、①に関してはもう既に答えてり、また、次のページに行っていただきまして、今度は②に関しても今度は6 ページ目の3行目からになりますけれども、経済産業省は、平成23年度以降、資源エネルギー庁が委託事業により毎年度実施している「エネルギー使用合理化促進基盤整備事業」の報告書の中に、答申で課題とされた集計表というものを作成して掲載し

ていることから、2番目の今後の課題にも対応しているということから、前回の答申時における今後の課題には2つとも答えているということを確認いたしました。

今回は6ページ目の「オンライン調査の推進」ですけれども、これは基本計画等でもうたわれていることですので、こちらの部会でも話し合いました。

結論から申しますと、この石消に関しては、オンライン利用率は元々かなり高く、その意味ではかなりオンライン調査が促進されていると見ることもできるわけですが、ただ、業種によってはオンライン利用率がほかの業種に比べて著しく低い業種もございますので、このオンライン調査の促進に関しては、主に現在オンラインの利用率が低い業種を中心にその原因等を精査していただいて、適切な対応をとっていくということで、部会ではそのような対応が適当であるという結論に至っております。

最後に「今後の課題」です。第Ⅱ期基本計画におきまして、経済産業省は、エネルギーに関する統計について体系的な整備を行い、基幹統計の範囲について検討して、平成29年度末までに結論を求められています。今回、今まで経済産業省本省で扱っていた石消を資源エネルギー庁に移して、そのエネルギー関係の統計が資源エネルギー庁で一括して扱えるような体制をとったというのは、29年度末を視野に入れた変更の一端です。

ただし、これで全部済んだというわけではなくて、例えば部会で出された意見としては、この石消が基幹統計であるにもかかわらず、それよりも大きな捕捉範囲であろうと思われるエネルギー消費統計が一般統計になっており、これはいかがなものかという意見等も出されまして、資源エネルギー庁及び経済産業省では、捕捉範囲とかそういったものまで含めて平成29年度末までに検討するということでしたので、それを今後の課題として答申を作成することといたしました。

以上で、諮問第77号の答申「経済産業省特定業種石油等消費統計調査の変更について」(案)の説明を終わります。

○西村委員長 ありがとうございます。

ただ今の御説明ついて御意見、御質問等ございますでしょうか。

それでは、答申案についてお諮りしたいと思います。「経済産業省特定業種石油等消費統計調査の変更について」の本委員会の答申は資料3のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」)

○西村委員長 どうもありがとうございました。

それでは、資料3によって総務大臣に対して答申いたします。ありがとうございました。

また、今の御説明もありましたが、産業統計部会に所属されている委員の方々については非常に細かいところまで目配りいただきまして本当にどうもありがとうございました。部会での審議、どうもありがとうございました。御礼申し上げたいと思います。

次の議事に移りたいと思います。

諮問第78号「経済センサス - 活動調査の変更について」につきまして、総務省政策統括官室から御説明をお願いします。

○佐藤総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 総務省政策統括官室から御説明いたします。

お手元の資料4を御覧ください。総務省と経済産業省の共管の「経済センサス - 活動調査の変更について（諮問）」です。

事務局からは調査の概要、主な変更点及び審議すべき重点事項の3点につきまして、説明をさせていただきます。

なお、今回は変更内容が若干複雑なものとなっておりますため、御理解いただけるよう資料を多めに付けさせていただいております。このため、説明の過程で説明する資料のページが前後することがございますが、御容赦いただけると幸いです。

資料4の一番後に付けております資料4の参考の「諮問の概要」を御覧願います。少しページが飛びますが、17ページの「平成24年経済センサス - 活動調査の概要」を御覧ください。

まず、「調査の目的」です。本調査は全ての産業分野における事業所及び企業の構造を全国的及び地域的に明らかにする基幹統計を作成することを目的としまして、平成24年に第1回目の調査が実施されました。

次に「調査の概要」についてです。前回の本調査は平成24年2月1日現在で、農業、林業、漁業に属する個人経営の事業所や国、地方公共団体の事業所などを除く約600万事業所を対象に実施されました。

「調査事項」としては、売上金額等の産業共通調査事項と、小売業における売場面積等の産業別調査事項がありました。

また、本調査は事業所が1つのみの企業を調査員調査により、また、支所を有する企業を国や地方公共団体が郵送及びオンライン調査により実施されました。

一番下の「利活用の概要」ですが、本調査の結果はGDP推計や各種調査の精度向上のための利用など、多方面に利用されています。

次に、裏面の18ページを御覧願います。ここでは今回の変更の背景として、平成24年調査の実施状況について整理しています。

まず、左上の「実施時期（2月）」の関係です。前回調査では、積雪・寒冷期や確定申告・決算前の時期と重なりまして、調査員の確保や回答の確保が困難といった状況が見られました。

次に、真ん中の「調査事項・調査票」等の実査の関係では、調査事項が多岐にわたっていたことや調査票の種類が24種類といったことなどから、調査票の審査や照会業務に困難な状況が見られました。

また、一番右側の「結果公表」の関係では、審査・集計期間及び要員の制約などから市町村、都道府県の審査事務の負担が増大といった状況が見られました。

その下に、その根拠となるデータを掲載しています。例えば調査員の確保は政令市で9割未満であったことや、調査員調査の調査票の回収率が9割未満であったことなどを整理

しています。

その下には「平成24年調査の評価」について整理しています。本調査の意義、目的などはおおむね達成したものの、売上高は全体の2%であるが企業数では53%を占める個人経営企業の回答確保が必要であるとしています。

このような状況を踏まえまして、本調査の第2回目の調査となる平成28年調査についての変更内容について説明いたします。1ページにお戻り願います。

「2 変更の概要」のところです。平成28年調査では「報告を求める事項」、「報告を求める事項の基準となる期日又は期間」などについて変更することとしております。順を追って説明をさせていただきます。

まず、「(1) 報告を求める事項」のところです。1ページから3ページにかけて整理していますが、アからエまで4点の変更を計画しています。

1点目の「ア 個人経営に係る調査票の見直し及び調査事項の簡素化」と2点目の「イ その他の調査票の構成の見直し」についてです。9ページのA3判の別紙1「調査票の構成の見直し」という資料を御覧願います。

真ん中の矢印の左側が平成24年調査の調査票の構成を示しておりまして、右側が平成28年調査の調査票の構成を示しておりますが、今回の変更では、報告者により一層御回答いただけるよう調査票の構成全体を体系的に整理することとしています。

左側及び右側の「調査員調査」の欄の「個人経営」のところの調査票の構成を御覧願います。

調査票の前に番号を付しておりますが、左側の平成24年調査では番号の2から8までと10と、7種類の調査票がありました。これが右側の平成28年調査の「個人経営」の調査票の構成では、番号1のところですが、「個人経営調査票」という全産業共通的な調査票を新たに設けることとしております。

これに伴い、左側の平成24年調査の番号の4の「単独事業所調査票（卸売業、小売業）（個人経営者用）」と10の「単独事業所調査票（サービス関連産業B）（個人経営用）」は平成28年調査の1に統合されるため、廃止となります。

また、この変更にあわせて個人経営に係る調査事項の見直しを行うこととしております。具体的には、11ページの別紙2の「個人経営において削除される調査事項」という資料を御覧願います。

本調査は産業共通調査事項といたしまして、事業所及び企業の従業者数、売上高、費用等を把握しております。これら産業共通的に把握する事項は引き続き調査を行います。一方で、表のとおり個人経営の産業別調査事項のうち、例えば右側の「サービス関連産業B」において「宿泊業の収容人数及び客室数」などの調査事項を削除することとしております。

これらにつきましては、企業数の割には結果への影響が小さい個人経営の審査を効率化し、より結果への影響が大きい法人企業等への審査事務に力を注ぐことができるようにす

るとともに、個人経営の事業所における報告者負担を軽減することで、統計精度の向上を図ろうとするものです。

もう一度、9ページのA3判の別紙1の資料を御覧願います。

右側の平成28年調査で調査票の番号の10、14及び23の「政治・経済・文化団体、宗教」に属する団体等を対象とする調査票を新設することとしております。

これにつきましては、左側の平成24年調査では8、15及び24の「建設業、サービス関連産業A」を対象とする調査票によって把握していましたが、サービス業というカテゴリーでの調査について意見が寄せられたことなどから、調査の効率的かつ円滑な実施を確保するため、調査票を別途新設するものです。

それから、調査票の配布、回収、集計事務等が煩雑とならないよう全体として調査票の種類を抑制する観点から、平成28年調査では平成24年調査の学校教育調査票と建設業、サービス関連産業A調査票とを統合して実施することとしております。

2ページにお戻りいただきまして、中ほどを御覧願います。

3点目の「ウ 労働者区分の見直し」についてです。

従業者を把握する調査事項である常用雇用者及び臨時雇用者の定義につきまして、表1のとおり変更する計画です。これについては、第Ⅱ期基本計画において、労働者の区分等について所要の対応が求められていることを受けまして、平成26年4月から開催されている産業関連統計の体系的整備等に関する検討会議における検討状況を踏まえ、対応するものです。

次に、4点目「エ その他の主な調査事項の見直し」についてです。

表2のうち、①の「商品手持額」と②の「商品売上原価」につきましては、既往の統計委員会の答申や前回調査結果に係る検討等を踏まえた変更内容ですが、いずれも現行の商業統計調査に合わせるための変更となります。

3ページの③はより正確かつ安定的に格付を行い審査の効率化を図るため、「店舗形態」の選択肢に「コンビニエンスストア」を追加するものですし、④は結果の利活用状況を踏まえて「建設業許可番号」を把握する調査事項を削除するものです。

さらに、⑤は「学校教育の種類」などにつきまして、日本標準産業分類の改定を踏まえて変更するものです。

続きまして、4ページの「(2) 報告を求める事項の基準となる期日等」についてです。

本調査の報告を求める事項の基準となる期日につきましては「平成24年2月1日」から「調査実施年6月1日」に変更することとしております。

このことに伴い、報告を求める期間や調査結果の公表期日についても所要の変更を行うこととしております。調査期日につきましては、平成18年3月の経済センサスの枠組みについての考え方を踏まえ、また、平成28年7月に実施が想定されております参議院議員通常選挙に係る地方公共団体の事務負担等を勘案し、平成28年6月1日とするものです。

次に「(3) 報告を求めるために用いる方法」についてです。

3点ございます。1点目の「ア 調査組織の変更（大型商業施設等の管理会社等への調査員業務の委託）」ですが、大型商業施設等において、管理会社や施設の運営法人等に調査員業務を委託することを可能とすることです。これは、地方公共団体から寄せられた調査の円滑な実施を図る観点からの御意見を踏まえ、変更するものです。

2点目「イ オンライン調査の範囲の拡大」ですが、オンライン調査の範囲につきましては、表3のとおり、全ての報告者を対象に導入することとしております。5ページですが、これは第Ⅱ期基本計画におきまして、オンライン調査の推進を図ることとされていること等に対応し、調査の効率的な実施を図る観点から行うものです。

3点目の「ウ 調査の対象区分の見直し」についてです。調査員調査及び行政機関による直轄調査の対象区分につきましては、大規模な単独事業所につきましては、調査員が面接による調査票の配布が難しかったという状況を踏まえまして、調査の円滑かつ効果的な実施を図るため、調査員調査から直轄調査の対象に変更するものです。

次に「（4）集計事項」についてです。2点ございます。

まず、1点目の「ア 消費税に係る集計方法の見直し」についてです。売上（収入）金額等の経理項目に関連する集計について、前回調査では、報告者が記入した金額をそのまま集計しておりましたが、今回の調査では、消費税抜きで記入されたものを消費税込みに補正して集計する方法に変更するものです。

これにつきましては、第Ⅱ期基本計画において売上高等の集計に関する消費税の取扱いについて指摘されていることを受けて開催しております、産業関連統計の体系的整備等に関する検討会議の検討状況を踏まえ対応するものです。

次に、2点目の「イ その他の集計事項の見直し」についてです。集計事項につきましては、調査事項の追加・削除に伴う所要の変更を行うほか、統計の有用性の向上を図る観点や統計ニーズ等に十分配慮しながら集計事項の統合や追加の見直しを行うこととしております。

6ページの「3 審議すべき重点事項」のところですが、御審議いただきたい事項について整理しております。

「（1）報告を求める事項の変更について」から「（4）集計事項の変更について」までにつきましては、ただ今説明いたしました各変更点について、前回調査における実査の状況や変更した場合の影響などを踏まえまして、また、統計の有用性や実査可能性などの観点から変更内容が適切かについて御審議いただきたいと考えております。

次に7ページの「（5）統計委員会答申における『今後の課題』への対応状況について」です。

前回答申におきまして、事業所の売上金額に占める企業の内部取引額の把握につきましては、今回、平成24年の調査結果を十分に検証し、次回平成28年に向けて全産業の企業の内部取引額をどのように把握できるかについて検討する必要があることが指摘されております。

指摘された事項に関しまして、調査実施者における対応状況の適否等について御審議
いただきたいと考えております。

事務局からの説明は以上でございます。

○西村委員長 ありがとうございます。

本件はサービス統計・企業統計部会に付託し、詳細については同部会で審議いただく
こととしておりますが、ここで特段の御質問あるいは御意見はございますでしょうか。

○前田委員 質問とコメントをさせていただきたいのですが、質問は、資料4の参考5ペ
ージに、大規模な単独事業所では調査員による調査が困難であると書いてありますが、大
規模な事業所だとなぜ調査員による調査が困難かということを教えていただきたいとい
うことでございます。

もう一点ですが、5ページの真ん中あたり、消費税の扱いについて今回丁寧に議論され
るということで、これはこれまで統計委員会でも議論されて、私も意見を申し上げまし
けれども、消費税が含まれているのか含まれていないのか、それを分けないと統計上
いろいろな問題が生じるということで、今回それに対応されたということで非常に
よい取組かと思えますし、お聞きしているいろいろな統計について横断的に対応され
ようとしているということでありますので、非常に良い取組ということで評価したい
と思えます。

以上であります。

○西村委員長 いかがでしょうか。

どうぞ。

○高田総務省統計局統計調査部経済統計課長 総務省統計局でございます。

大規模な単独事業所に対してどうして調査員調査は難しいかという御質問ですけれども、
調査員調査をイメージしていただきますと、小さなお店に調査員が訪問し、調査票を配布
し、回収するというイメージですが、こちらに掲げました大規模な単独事業所というの
は、単独事業所であってもセキュリティが厳しく、例えばアポイントメントを取らな
ければそもそも建物の中に入れないとか、入っても一体どこの部署に調査票を持
っていけばいいのか分からないということがございまして、前回の24年調査で調査員
の方が非常に苦労なされたという声を聞いています。そういうものにつきましては、
直轄調査のほうが有効だろうということで、今回変更させていただこうと考えて
います。

以上です。

○西村委員長 いかがでしょうか。

私から2点ほど、1点は非常に重要な点で、全然メンションがなかった点について、
もう1点はこう変わることにのいけばレゾンデートルです。それについてお聞き
したいと思います。

まず1点は、この調査事項から従業についての「商品売上原価」を削除するとい
うことですが、これは売上原価がないと付加価値をとることは非常に難しくな
るのです。それをほかのデータからとるとい形のものがありますが、その中
で重要な分というのは、主業

分はとるけれども、従業員はとらないという方向になるということだったのですが、いろいろなものを見ても、主業と従業員との差というのはなかなか難しいということがあります。例えば主業といっても3割ぐらいしかない主業で、従業員が2割、2割、2割ぐらいというところがあるようなときかなり大きなものの付加価値というものは実はとれなくなるわけです。そういう部分について、きちんとした対処、つまり付加価値できちんをとれるようにするということがそもそもセンサスをとるときの最大の重要な目的だったわけですが、それをここで変えるということについて私は非常に危惧を感じます。

そこで商品売上高を削除してもきちんと、特にアクティブベースでの付加価値がとれるかということについて、部会において確認していただきたいと思います。この点に関しては、SNA部会にも当然かかわってきますので、連携をしてお願いしたいということです。

もう一点、そもそも行政ニーズがない、それから、商業統計に合わせるといったのですが、そもそも商業統計に問題があったのでここで付加価値をとるということになったと私は理解しています。したがって、特にSNA、日本の生産をきちんと捉えるためには付加価値をちゃんと捉えているということが重要になってきますから、そういうことについてきちんと部会で考えていただきたいと思います。

もう一点は、個人事業の事業所に対する調査がなかなか難しい、それでいろいろなものを統合したいということは全くそのとおりだと思うのですが、そのためにはデータがきちんとないとなかなか審査はできないのではないかと思います。したがって、前回調査で個人事業所の記入漏れとか調査拒否とかというのはどの程度あったかというデータとか、具体的な批判、苦情などの例をとって、どうすればこういったものに対して対処できるか、今度の簡素化というのは本当にそれを取り入れた形で作られているのかどうかということもきちんと考えていただきたいと思います。難しいからやめるというのは簡単ですけども、難しいからやめて、やめたから最終的には情報が全くとれなくなるということであるならば統計をとる必要はありません。だから、難しくてもとらなければいけない統計というのはとらなければいけないわけです。

それをとるためにはどうしたらいいかということを考える必要があるので、難しいからとれませんというのでは説明にはならないと思うのです。その点をきちんと考えていただきたいと思います。

私からは以上です。

○佐藤総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 総務省政策統括官室です。今、委員長から御発言があった件を十分踏まえ、部会で検討させていただきたいと思います。その結果につきましては、また改めて中間報告等の形で統計委員会の場で御報告したいと思います。

○西村委員長 ほかに特段の御質問はございますでしょうか。

では、本件につきましては今、幾つか意見が出ましたので、その意見を踏まえてサービス統計・企業統計部会で御審議いただいて、その結果について本委員会に御報告いただく

こととしたいと思います。よろしく申し上げます。

次の議事に移ります。今回諮問された「経済センサス - 活動調査の変更」の審議に参加していただくため、資料5のとおり2名の専門委員が本日3月23日付けで任命されました。今回の諮問では報告者の観点から野呂委員、SNAにおける利用の観点から中村委員にも部会審議に御参加いただきたいと思います。結果、部会に所属すべき委員及び専門委員につきましては、資料6のとおりとさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日の議題は以上です。

次回の委員会の日程については、4月23日の午前10時から統計利用者との意見交換会を1時間程度開催し、その後11時くらいから委員会を開催する予定です。この統計利用者との意見交換会のテーマは、ビッグデータの利用可能性を想定しております。詳細は後日事務局から連絡させますので、よろしく申し上げます。

最後に次回の日程について、事務局から補足をお願いします。

○伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長 次回の委員会は、ただ今委員長からお話がありましたように、4月23日木曜日の10時からの統計利用者との意見交換会終了後に本日と同様にこの会議室で開催することといたします。

詳細につきましては、別途御連絡いたします。

○西村委員長 以上をもちまして、第85回統計委員会を終了いたします。

ありがとうございました。